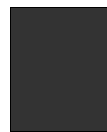


VII 消防・防災

1 . 消	防		167
2 . 非 常 備 消 防			168
3 . 危 機 管 理			169



1 消 防

(1) 八代広域行政事務組合 消防本部

①階級別実員数 246 人

消防正監 1 人、消防監 4 人、消防司令長 6 人、消防司令 24 人、消防司令補 62 人、
消防士長 40 人、消防副士長 40 人、消防士 68 人、その他の職員 1 人

②現有消防力 消防車両 57 台

＜本部＞ 本部連絡車、防災指導車、査察指導車、危険物広報車、災害連絡車、事務連絡車、人員搬送車、本部搬送車、支援車Ⅰ型

＜八代消防署＞ 水槽付ポンプ車、化学車、ポンプ車、高規格救急車 2、救急普及啓発広報車、屈折はしご車、救助工作車、資機材搬送車、水難救助支援車、水槽車、指揮車、消防自動二輪車 3、非常用消防ポンプ車、非常用救急車、重機、重機搬送車

＜新開分署＞ 高所放水車、大型化学車、泡原液搬送車、ポンプ車、高規格救急車、広報車

＜日奈久分署＞ ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

＜坂本分署＞ ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

＜鏡消防署＞ 水槽付ポンプ車、ポンプ車、高規格救急車、救助工作車、指揮車、非常用救急車、消火通報訓練指導車、人員搬送車、津波・大規模風水害対策車、水陸両用バギー

＜泉分署＞ ポンプ車、非常用水槽付ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

＜氷川分署＞ ポンプ車、高規格救急車、災害対応広報車

③活動状況

年	火 災 発 生					救 急		
	出火 件数	焼損 棟数	焼 損 面 積		罹 災 世帯数	損害見積額 (千円)	出場件数	搬送人員
			建物(m ²)	林野 (a)				
H29	55 (49)	53 (47)	1,575 (1,117)	125 (125)	26 (22)	169,427 (133,743)	7,189 (6,520)	6,742 (6,101)
H30	50 (41)	24 (21)	834 (752)	0 (0)	15 (14)	42,973 (37,386)	7,394 (6,572)	6,950 (6,156)
H31	36 (31)	46 (45)	3,570 (3,570)	0 (0)	23 (22)	179,240 (179,199)	7,397 (6,704)	6,914 (6,314)
R2	35 (33)	25 (24)	1,767 (1,762)	0 (0)	15 (14)	79,500 (78,449)	6,898 (6,228)	6,420 (5,788)
R3	58 (54)	61 (57)	2,985 (2,862)	0 (0)	27 (25)	105,456 (95,050)	6,829 (6,167)	6,409 (5,779)
R4	33 (30)	37 (35)	1,957 (1,957)	0 (0)	17 (16)	134,242 (134,057)	8,069 (7,275)	7,494 (6,744)
R5	35 (30)	35 (29)	1,383 (1,039)	0 (0)	18 (16)	73,018 (65,084)	8,609 (7,708)	7,850 (7,014)

※()内数字は、八代市分。

④庁舎の状況

署 名	項 目	敷地面積 (m ²)	建物の構造	延べ面積 (m ²)	総工費 (千円)	職 員 (人)
消 防 本 部						
八 代 消 防 署		7,607.48	鉄骨一部鉄筋 コンクリート造 2 階建	4,356.74	2,116,402	110
新 開 分 署		2,188.27	鉄筋コンクリート 1 階建	385.00	74,531	26
日 奈 久 分 署		2,502.00	鉄骨 1 階建	489.99	321,229	18
坂 本 分 署		534.33	軽量鉄骨 1 階建	217.83	30,952 (5 年リース費用)	14
鏡 消 防 署		6,420.23	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨 3 階建	2,237.39	694,043	46
泉 分 署		1,926.65	鉄筋コンクリート 1 階建	230.00	49,063	14
氷 川 分 署		6,080.00	鉄骨 1 階建	479.22	473,118	12

(2) 消防施設

消火栓 1,778(1,601) 詮 防火井戸・突井戸 777(768) カ所 防火水槽 628(552) 基

※()内数字は、八代市分

2 非常備消防

(1) 消防団

分 団 数	73 分団 (女性消防隊含む)	
消防団員の階級	団長	1 人
	副団長	17 人
	指導員	9 人
	分団長	73 人 (女性消防隊含む)
	部長	134 人
消防団員の定員	副分団長	73 人 (女性消防隊含む)
	班長	354 人
	団員	1,359 人
	実員数	2,020 人 (R6. 4. 1)
	条例定数	2,500 人
団 員 の 任 期	団長・副団長・指導員は 4 年、分団長は 4 年または 2 年	
	副分団長・部長・班長・団員は、任期なし	
報 酬 (年 額)	団長	150,000 円
	副団長	120,000 円
	指導員	83,000 円
	分団長	63,000 円
	部長	40,000 円
団保有消火機動力	副分団長	45,500 円
	班長	37,000 円
	団員	36,500 円
	消防ポンプ車	5 台
	小型ポンプ付積載車	121 台
退職報償金(平成 26 年 4 月 1 日改定施行)	小型動力ポンプ	91 台

(単位：千円)

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長・班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

(2) 消防賞じゅつ金

条例制定年月日	平成 17 年 8 月 1 日
目 的	消防業務に従事するに当たって災厄を被った消防団員に対し功労の程度に応じ、賞じゅつ金を授与し、その功労に報いるため。
種 類 及 び 授与の対象	①殉職者賞じゅつ金 殉職者の遺族(範囲、順位は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による) ②殉職者特別賞じゅつ金 殉職者の遺族(範囲、順位は、政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による) ③障害者賞じゅつ金 災厄を被った本人
支 給 額	平成 17 年 8 月 1 日改定適用 ①殉職者賞じゅつ金 490 万円以上、2,520 万円以下とし、功労の程度によって定める。 なお、殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は賞じゅつ金は授与しない。

②殉職者特別賞じゅつ金

3,000 万円

③障害者賞じゅつ金

障 害 等 級	功 労 の 程 度 に よ る 支 給 額			
第 1 級	20,600,000 円以下 4,900,000 円以上			
第 2 級	15,500,000	〃	4,600,000	〃
第 3 級	13,600,000	〃	4,100,000	〃
第 4 級	12,100,000	〃	3,600,000	〃
第 5 級	10,300,000	〃	3,100,000	〃
第 6 級	9,000,000	〃	2,800,000	〃
第 7 級	7,600,000	〃	2,300,000	〃
第 8 級	6,400,000	〃	1,900,000	〃

(注) 障害等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令第3条別表第2の定めによる。

3 危機管理

(1) 防災

指定緊急避難場所一覧

	避難所施設数	最大収容人数	感染症対策収容人数
本 庁	64	32,101	12,176
坂本支所	10	3,150	1,187
千丁支所	4	1,952	733
鏡 支 所	8	4,106	1,528
東陽支所	4	1,698	638
泉 支 所	9	1,282	401
特別避難所	2	200	75
合 計	101	44,489	16,738

通常は、1人当たり 1.5 m²で収容人数を計算、感染症対策時は1人当たり 4 m²で計算収容人数を計算

備蓄倉庫及び水防倉庫 (R6.4.1 現在)

	備蓄倉庫		水防倉庫 箇 所 数
	箇所数	食糧備蓄量	
本 庁	32	23,818	7
坂本支所	3	6,250	1
千丁支所	3	900	1
鏡 支 所	3	600	3
東陽支所	3	6,900	0
泉 支 所	1	360	1
自主運営避難所	9	1,050	
合 計	54	39,879	13

※東陽支所水防倉庫は支所内備蓄倉庫にて一括保管

※食糧備蓄量はアルファ米で換算 (単位：食)

主な備蓄品	毛布・タオル・アルファ米・ミネラルウォーター・紙おむつ・トイレットペーパー・ブルーシート、発電機、投光器、組立式簡易トイレ、避難所用簡易間仕切りセット等
主な水防備品	スコップ・杭・かけや・土嚢袋等

自主防災組織 (R6. 4. 1 現在)

	組織数	加入世帯数
本 庁	66	39, 041
坂本支所	63	1, 328
千丁支所	16	2, 989
鏡 支 所	23	6, 170
東陽支所	20	677
泉 支 所	33	615
合 計	221	50, 820

※八代市結成率 87. 88% (R6. 4)

(2) 八代市国民保護計画

目 的	国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、住民の避難や避難住民の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためあらかじめ作成する計画で、住民の生命や財産を保護することを目的とする。
計 画 内 容	国民保護措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。
根 拠 法	国民保護法（正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃などから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。）

(3) 八代市危機管理要綱

趣 旨	危機が発生するおそれがある場合又は危機が発生した場合において、危機の発生を未然に防止し、又は発生した危機に迅速・的確に対処するために必要な基本的事項を定めるもの。
要 綱 の 内 容	対象となる危機事態、組織体制並びに事前対策、応急対策及び事後対策の基本的事項を示す。